

2011 年 3 月 10 日

「開発協力適正会議」の設置および運営について

ODA 政策協議会コーディネーター一同

外務省は開発協力適正会議の設置にあたって、下記の点を含めた設置要綱を作成・公開するべきである。

1. 人選について

委員の人選は、透明かつ公正に行うこと。外部委員については、自らの専門性に基づき、外務省に対して独立した立場からの意見がいえるところを要件とすること。

2. 設置目的について

(原案)

「開発協力適正会議」は、無償資金協力、有償資金協力（円借款）及び技術協力を含むODA事業に関して、関係分野に知見を有する専門家と意見交換を行うことを通じて、事業のより一層の効果的な実施と透明性の向上を図ることを目的に設置。

(修正案)

「開発協力適正会議」は、無償資金協力、有償資金協力（円借款）及び技術協力を含むODA事業に関して、関係分野に知見を有する独立した第三者機関としての助言を行うことを通じて、ODAの質と透明性の向上を図ることを目的に設置。

3. 活動内容・権限について

- ・ 適正会議にかけられるODA案件や議題は、①外務省、②適正会議委員からの提起、③外部からの提案があったもので適正会議が妥当と認めたものとする。
- ・ 適正会議は、協力準備調査実施中の有償資金協力・無償資金協力案件に関して、過去のODA案件の教訓などを踏まえた上で助言を行う。重大であると委員が判断する案件については、協力準備調査実施後にその報告を求めることができる。また、必要に応じて再調査を求めることができる。
- ・ 適正会議は、協力準備調査にかけられない有償資金協力・無償資金協力案件

に関し、JICAによる審査実施前に助言を行い、重大であると委員が判断する案件については、JICAによる審査実施後、日本政府による意思決定前に、その報告を求めることができる。

- ・ 適正会議は、技術協力案件の採択前に、必要に応じて助言を行う。
- ・ 適正会議は、現在実施中・過去に実施されたODA案件の評価を踏まえ、ODAの制度的・政策的な提言を行う。

4. 運営について

- ・ 会議は原則公開とすること。
- ・ オブザーバーの発言も許可すること。
- ・ 議事録は逐語とし、原則、速やかに公開すること。
- ・ 配布資料及び委員の提出資料は、ウェブ上で公開すること。
- ・ 必要に応じて、委員以外の人材や一般公募の参加者を入れた作業部会、オープンワークショップ等を開催できるようにすること。
- ・ 必要に応じて、現地へのヒアリングや視察等ができるようにすること。
- ・ ODAに関する他の政策対話との相互連携・協力が可能となるような日程、運営等の考慮を行うこと。
- ・ その他の運用指針については、第1回の適正会議の際に定めること。

以 上

賛同団体・個人：

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

（特活）関西NGO協議会

国際環境NGO FoE Japan

（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）

（特活）名古屋NGOセンター

（特活）日本国際ボランティアセンター

（特活）メコン・ウォッチ

池田晶子（特定非営利活動法人 21 世紀協会 理事長）